

国東市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、来訪者及び市民の情報収集の利便性を図ることを目的として、本市が整備する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意したものとみなす。

(サービスの内容)

第2条 無線LANを利用することができる施設は、別表のとおりとする。ただし、市長はイベント等の実施にあわせ利用時間の変更若しくは中止できるものとする。

2 本サービスの利用料金は無料とする。

3 本サービスの利用申請は不要とする。

(無線LANの利用)

第3条 本サービスを利用するための通信機器（以下「パソコン等」という。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

4 本サービスを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続するパソコン等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。

6 本サービスを利用する者は、他の利用者の迷惑とならないように、音量等に配慮して利用するものとする。

7 その他の利用方法については、利用施設の指示に従うものとする。

(利用の停止)

第4条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

(1) 第5条で禁止している事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切であると市長が判断した場合

(禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) もっぱら営利を目的とした事業を行う行為（営業・販売行為等）

(2) 第三者、他の利用者若しくは当市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

(3) 第三者を誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) I D及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用し若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止・変更)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

3 本市は、利用者の承諾なしに本サービスの内容を変更できるものとする。

(免責)

第7条 無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について本市は、いかなる保証も行わないものとする。

2 パソコン等の種類若しくはソフトウェア等の種類により本サービスが利用できない場合があっても本市は責任を負わないものとする。

3 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について本市は、一切責任を負わないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。

6 無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを収集及び閲覧、特定 Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第8条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成２８年３月１日一部改正）
この規約は、平成２８年３月７日から施行する。

附 則（令和６年１０月６日一部改正）
この規約は、令和６年１０月７日から施行する。

別表（第２条関係）

施設名	利用可能場所	住所	利用可能時間
国東市国見生涯学習センター	１階ロビー	国東市国見町伊美 2305 番地 1	開館日、開館時間と同じ
国東市役所本庁舎	１階情報コーナー	国東市国東町鶴川 149 番地	〃
くにさき総合文化センター	ロビー	国東市国東町鶴川 160 番地 2	〃
国東市サイクリングターミナル	ロビー	国東市国東町小原 2662 番地 1	〃
国東市歴史体験学習館	ロビー	国東市国東町安国寺 1639 番地 2	〃
武蔵保健福祉センター	ロビー	国東市武蔵町古市 1086 番地 1	〃
国東市安岐総合支所	ロビー	国東市安岐町中園 100 番地	〃
道の駅くにみ周辺	道の駅くにみ、オートキャンプ場、くにみ海浜公園駐車場	国東市国見町伊美 4252 番地 1	営業日、営業（利用）時間と同じ